

小・中学校国語科，総合的な学習の時間における方言教育の現状と課題

— 奄美方言保存・継承の取り組み状況から —

中里 寛¹

要旨：明治以降の標準語化・共通語化政策やマスメディア等の影響により，日本各地で地域の方言が消滅の危機に陥っている。現代において方言の価値は再認識されてきてはいるものの，学習指導要領とそれに準拠する各社教科書の扱いは共通語と方言の「使い分け」に限定される傾向があり，方言の保存と伝承という観点から十分であるとはいえない。一方で，ユネスコの絶滅危惧語に指定された奄美方言を受け継ぐ奄美地方では，行政，民間団体，各学校が連携して方言の保存・継承に積極的に取り組んでおり，多くの学校で国語科，学活，総合的な学習の時間といった教育課程内外での方言教育が，持続可能な形で実践されている。本稿はこの状況を踏まえ，これからの学校と地域における方言教育の在り方について方言尊重の観点から考察を行ったものである。

キーワード：方言教育 国語科教育 国語教科書 総合的な学習の時間 学習指導要領 学校と地域の連携

1 方言保存・継承の意義

1.1 行き過ぎた標準語・共通語教育から方言の価値再認識へ

明治時代の中央集権化と近代国家化に伴う改革として，強烈に推し進められてきた「標準語化政策」は，方言そのものの価値を否定する動きを伴って全国に広がった。その後，学校での「方言使用禁止」などの行き過ぎた方言弾圧への反発の声が高まり，昭和24年（1987）国立国語研究所によって「方言」という地域文化への配慮を考慮した上で「共通語」という新概念の提案がなされる⁽¹⁾。このことは「よい言葉」としての「標準語」に対する「下品な言葉」である「方言」という序列的位置付けを，全国共通の「共通語」に対する「地域のことば」である「方言」という補完的な位置付けに置き換え，差別的意味合いを緩和する意図があった。いわば，消極的な形で方言の価値を認めたことになったのである。

しかし，学習指導要領の扱いは，依然として方言の価値を尊重したものにはならなかった。昭和26年（1951）小学校学習指導要領 国語科編（試案）では「教科書や，いろいろな読み物の文を読んだり，ラジオを聞いたりすることによって，自分の使っていることばの中に，幼児語・方言・なまり・野卑なことばなどのあることに気づかせ，だんだんとよいことばや，共通語を使わせていくようにする」（第3学年）というように，「共通語」の概念を初めて登場させる一方で，依然として方言を野卑な言葉と同列に扱い，「改善させるべきもの」という否定的な視点に立った叙述となっている。

昭和33年（1958）小学校指導要領では「全国に通用することばとその土地でしか使われないことばとの違いを理解すること」「全国に通用することばで文章を書いたり，また，話をしたりするように努めること」も望ましい（第4学年）「必要な場合に全国に通用することばで話すこと」（第6学年）同中学校学習指導要領では「共通語と方言などのそれぞれの違い」（第1学年）と変化している。ここで特筆すべきは，共通語と方言の優劣についての言及を避け，双方を補完し合う言語として使い分けのできる能力を育成することを重視している点である。

その後，平成元年（1989）中学校学習指導要領において，「共通語と方言の果たす役割などについて理解すること」（第2学年）と，「役割」という観点で方言の持つ価値を再認識する

¹ 仙台大学体育学部 教授

余地を残した表現が交えられた。中学校学習指導要領におけるこの文言は、これ以降現行指導要領に至るまで継承されることになる。

1.2 「方言尊重」のうねりと学習指導要領

積極的に方言の価値再認識の動きを明確に打ち出したのは、平成5年（1993）文化庁第19期国語審議会「現代の国語をめぐる諸問題について（報告）」であった。「現在、共通語は広く一般社会に普及していると認められるが、方言は地域の文化を伝え、地域の豊かな人間関係を担うものであり、それぞれの地域に伝わる豊かな表現を生活の中で生かしていくことは、言語文化の活性化にもつながるものである。共通語とともに方言も尊重することが望まれる」ここに至って、政府関係機関から初めて「方言の尊重」という観点が明示される。以下に示す平成7年（1995）文化庁第20期国語審議会「新しい時代に応じた国語政策について（報告）」では、「方言の価値を認識」した上で、それが「文化」や「人間関係」を担う言語であるだけでなく、「美しく豊かな言葉」として、学校、家庭、地域社会で方言保護に取り組む重要性を明確にしている。

方言は地域の文化を伝え、地域の豊かな人間関係を担うものであり、美しく豊かな言葉の一要素として位置付けることができる。「方言の尊重」とは、国民が全国の方言それぞれの価値を認識し、これらを尊重することにほかならない。方言は地域の言語生活を生き生きとさせる豊かな言葉ではあるが、全国的なコミュニケーションの基本は共通語である。従来の教育成果やテレビの普及等によって全国的に共通語が広まっているが、今後両者が役割を分担しつつ共存していくことが望ましい姿であろう。「方言の尊重」ための方策としては、例えば、児童生徒が地域に伝わる民話や芸能、あるいは高齢者とのコミュニケーションによって方言に触れること、さらに他の地域の方言についても知識や理解を深めることなどが考えられる。これらは、言語感覚を養い、豊かな心を育てる上でも有益であろう。学校教育においても従来、地域の現実に即して、共通語と方言との共存を図りつつ、適切な指導がなされているところであるが、今後も学校、家庭、地域社会等がこのような認識の下に更に方言に親しむための工夫をすることが望ましい。

さらに平成12年（2000）の文化庁第22期国語審議会「現代社会における敬意表現」答申では「都市化の進展と言葉遣い」の中で「異なる地域社会に属する人や未知の人などとの意思疎通には全国的に通用する共通語が必要である一方で、地方の伝統文化や地域社会の豊かな人間関係を担う言葉として方言もまた不可欠である。共通語と方言という言葉の多様性を認め、相手や場面に応じて両者を使い分けることも敬意表現の一側面であり、現代社会における言葉遣いの課題の一つである」とあり、敬意表現という観点からより深くその価値を洞察している。

このように、平成になって国語審議会から方言尊重の動きが活発に行われ、方言のもつ価値の見直しが積極的に行われたのである。

一方、学校教育においては、現行指導要領（平成29年告示）に至るまで、依然として共通語と方言の双方を「使い分け」できる能力の育成が指導の核であるという学習指導要領の基本的姿勢は変わっていない。国語審議会報告には学習指導要領と同等の強制力がないことから、学校における方言尊重の立場からの教育実践については、現状では自治体や各学校の裁量によるということになる。平成29年告示、現行学習指導要領での方言の扱いは、以下のとおりである。

小学校学習指導要領（平成29年告示） 第2章 各教科 第1節 国語

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年及び第6学年〕 2内容

〔知識及び技能〕

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ウ 語句の由来などに関心をもつとともに，時間の経過による言葉の変化や世代による言葉の違いに気付き，共通語と方言との違いを理解すること。また，仮名及び漢字の由来，特質などについて理解すること。

中学校学習指導要領（平成29年告示） 第2章 各教科 第1節 国語

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕 2内容

〔知識及び技能〕

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ウ 共通語と方言の果たす役割について理解すること。

一方で小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 国語編では、「共通語と方言とを比較，対照させながら違いを理解し，それぞれの特質とよさを知り，共通語を用いることが必要な場合を判断しながら話すことができるようにすることが重要である」とし，方言の価値を尊重する立場からの指導の重要性を示しており，中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 国語編でも，「ウ 共通語と方言の果たす役割について理解すること」について，方言の果たす「役割」に関し，以下のように踏み込んだ見解を示している。

共通語は地域を越えて通じる言葉であり，方言はある地域に限って使用される言葉である。共通語を適切に使うことで，異なる地域の人々が互いの伝えたいことを理解することができる。一方，方言は，生まれ育った地域の風土や文化とともに歴史的，社会的な伝統に根ざした言葉であり，その価値を見直し，保存・継承に取り組んでいる地域もある。

例えば，東日本大震災による被災地域においても，方言を使うことで被災者の心が癒やされるなどした事例が報告されるとともに，方言の保存・継承の取組そのものが地域コミュニティの再生に寄与するなど，地域の復興に方言の力を活用する取組も進められている。

こうした方言が担っている役割を，その表現の豊かさなど地域による言葉の多様性の面から十分理解し，方言を尊重する気持ちをもちながら，共通語と方言とを時と場合などに応じて適切に使い分けられるようにすることが大切である。

方言が「地域の風土や文化とともに歴史的，社会的な伝統に根ざした言葉」として，言語と文化とが切り離せない側面があることや，保存・継承など，価値の見直しが行われていることを明確にしているほか，「方言の保存・継承が東日本大震災以後の地域コミュニティ再生に寄与」した事実を挙げ，間接的にはあるが「方言の尊重」を明示してその保存・継承を強調していることは特筆すべきことである。解説での指摘という点では物足りなさを禁じ得ない面もあるが，方言保存・継承の鍵となる教育現場で積極的な指導を促す裏付けとなる点から，現代の方言教育の方向性を示すものとして評価できる。

その一方で，明治以降の地方における方言弾圧は，戦後になっても教育現場における方言

札による矯正指導や「使い分け規定」などに見られるような長期にわたる言語文化消失の動きにつながり、平成の初め頃まで方言を巡る差別的な問題は頻発していた（鹿児島商高問題など）⁽²⁾。共通語として一地方の方言を選定した⁽¹⁾事実自体が、必然的に他の方言との序列化につながり、これが方言の地位を貶めてきともいえる。学習指導要領上の「使い分け」規定から「保存・継承」を肯定する動きが高まっているとはいえ、貶められた方言の価値を取り戻す努力が依然重要であることに変わりはない。

2 教科書教材における方言の取り扱い

このような方言尊重の流れを各教科書ではどのように扱っているのだろうか。小学校の各社教科書についてその取り扱いを見ていきたい。令和5年3月に検定済の教科書は東京書籍株式会社「新編 新しい国語 五」(2023)、光村図書出版株式会社「国語 五 銀河」(2023)、教育出版株式会社「ひろがる言葉 小学国語 五上」(2023)の3種であり、方言の配当学年は5学年、いずれの教科書も見開き2ページの扱いである。これらについて学習指導要領が示すような「方言のよさを知る」内容になっているかを以下の3観点から調べてみた。すなわち、①「共通語と方言の定義づけ、方言事例について」②「方言の価値と役割について」③「方言の衰退や保存について」であるが、これを学習指導要領上指導が必須となる内容から、方言尊重の態度に触れているか否かという踏み込んだ観点まで序列し、この3観点について各社教科書の扱いを分析した。

① 共通語と方言の定義づけ、方言事例について

共通語の定義づけとしては、「全国的に使われ、どの地域の人たちにも通じる言葉」(東書)「どの地方の人でも分かる言葉づかい」(光村)「全国のいろいろな地方の人が、意思を伝え合うために使う言葉」(教出)とある。教出の記述は、方言の定義に混同されかねない曖昧さがあり、修正が必要であるようにも思われる。各社とも、この定義と関わらせて使い分けの大切さを児童に伝わるように構成しているが、特に光村は「違う地方の人どうしが、それぞれの方言で会話をすると、事がらや気持ちが正確に伝わらないこともあります」という具体的な説明を交えた説明をしている。

方言の定義づけについては、「それぞれの地域に住む人たちの中で、伝統的に使われてきた言葉や言い方」(東書)「住んでいる地方特有の表現を含んだ言葉づかい」(光村)「ある地方だけで使われる言葉」(教出)となっている。方言の特徴として、使用地域が限定的であるという点は各社とも押さえた上で、東書は「伝統的」という表現で、方言が単なる言語の一種であるというだけでなく、共通語にはない価値を持ち合わせている点を記述している。

取り上げた方言例としては「ありがとう」「さようなら」「行かなければならない」「さといも」(東書)「ヨメレナンダ」「ショッパイ」(光村)「ありがとう」「しみじみ」(教出)など、地域により異なる方言の語例について、児童が関心を高められるよう工夫している。

また、教出は、「かき」を例に、アクセントの違いによって異なる対象が規定されること、また、同じ語でもアクセントが地域によって変わることを半ページ分を使って説明している。これはむしろ共通語の価値、有用性を強調したものといえよう。東書と光村も方言を「ことば」という定義ではなく「言い方」(東書)「表現」(光村)としているので、音声面(アクセント、イントネーション)を含めた言語的な要素の総体ととらえていることが分かる。

なお、各社とも方言の事例紹介と併せて方言地図を掲載し、全国で様々な方言が使われていることを視覚的に理解できるように工夫している。

② 方言の価値と役割について

方言のもつ価値と役割について，東書では「方言は，同じ土地にくらしていたり，そこで育ったりした人どうしが，気持ちや事がらを伝え合うために欠かせない言葉です。方言を使うことで，共通語にはない，細やかな感覚や気持ちを伝えることができます」「それぞれのよさをふまえたうえで，場面や相手に応じて使うことが大切です」とし，方言のもつ繊細なニュアンスを方言独自の価値であるととらえている。また，光村は「方言は，そこに住む人々の気持ちや感覚をぴったりと一言で表すことができます」と，やや曖昧な表現ではあるものの，同じく方言のもつ価値について触れている。教出は，方言のもつ価値については触れておらず，学習指導要領解説国語編の趣旨が反映されているか疑問である。

③ 方言の衰退や保存について

これについては，東書のみが触れている。「近年では，メディアによって共通語が広がるあまり，共通語におされて方言が姿を消しつつあるところもあります」（東書）。客観的な記述ではあるが，「方言のよさ」を踏まえた上で方言の消滅について触れている点で，他社に比して方言尊重の立場を明確にしているといえよう。

以上，各社教科書の方言の扱いを見てきたが，方言の価値や，現状についての扱いが薄すぎる感は否めない。ここまでの方言の国語審議会報告や現行学習指導要領解説国語編の内容を踏まえれば，具体的に方言の価値について考えさせたり，方言衰退の現状や方言の保存・継承にまで踏み込んだ扱いをすべきであると考え。今後を期待したい。

3 奄美地方における方言の衰退と復興の動き

ここからは，ユネスコの絶滅危機指定語⁽³⁾となっている奄美方言について見ていくことにする。

3.1 方言弾圧の時代

沖縄では，明治40年（1907）から昭和25年（1950）ごろまで「標準語励行運動」が行われた⁽⁴⁾が，奄美地方でも「標準語」指導の徹底を図る目的で，大正期から小学校内での方言禁止の指導が行われた。先に述べたような近代国家化を目指して国民の意思疎通を図るといった国家戦略である。しかし，東北地方や九州の離島といった，標準語とはかけ離れた言語に親しんできた人々にとって，この言語統制は大きな負担になったはずである。一方で「社会に出て行く子ども達が将来困らないように」と，学校教育において罰則を用いて標準語の使用を強要するといった行き過ぎた指導も行われることとなる。奄美地方でも「方言札」や「赤札」を首から提げるよう言い渡されたりするなどの罰が与えられた記録は多い。瀬戸内町立図書館・郷土館紀要 第五号（2010）には，その当時の国民学校の実態が記録されている。

古仁屋国民学校では，教師が児童の国語の教科書に，アクセントや鼻濁音などのしるしをつけて指導する一方，児童に方言を使わせないように当番や週番がいて，方言を使ったら「フダ」を下げさせたり，週の努力点としてかけたりした。

嘉鉄国民学校では，うっかり方言で話すと，週番日誌にそのことを書かれて，話した生徒は職員室に立たされた。生徒の中から選ばれた週番が，他の生徒の方言使用を見張っていたのである。子供同士がお互いに方言の使用を見張る，いわば相互監視体制が出来あがっていたのである。

3.2 島口の復興の動きと現実

このような流れに変化があったのは昭和50年（1975）年以降のことである。このころになって、郷土教育の一環として方言尊重が取り沙汰されることになる。西村（1998）は、この時代の方言尊重の動きについて、以下のように述べている。

鹿児島県の方針も関与するが、島人の方言消失に対する危機感や方言に支えられた民謡等の伝統文化継承への危機感が存在する。学校教育の場では、方言ことわざカレンダーを作成したり、校内に方言の諺を掲示したり、文化祭で方言劇を行ったりしている。このように奄美諸島ではかつての標準語奨励のための方言禁止から、標準語が浸透してきた現在は、標準語は言うまでもなく方言も大切にという方言尊重の動きになっているのである。

この時期は、学習指導要領上では「使い分け」指導への転換後15年が経過している。行き過ぎた方言弾圧の揺り返しとして、ようやく奄美地方では方言尊重の動きが大きくなってきたのである。しかし、それがすぐに人々を方言尊重の態度に変えていったのかといえ、けっしてそうではない。教育現場では、平成になっても方言使用を制限する指導が残っていたという事実がある。以下は平成2年（1990）11月30日付朝日新聞夕刊の報道である。

鹿児島市西坂元町の市立鹿児島商業高校（松山良弘校長，1194人）で、生徒に標準語を使うよう定めた校則があることがわかった。一部の父母からは「戦前戦中の方言撲滅運動のなごり」と批判の声もあり、学校側は「方言の使用を全面的に禁じているわけではないが、誤解されるようなら検討していきたい」と話している。市立鹿児島商業高校の校則は「言語は努めて標準語を用い、粗野な言葉遣いはつつしむこと」と定め、生徒手帳にも明記されている。3年生の男子生徒たちは「先生と話す時はなるべく敬語を使うように注意している」「生徒同士では方言を使うこともあるが、規律が厳しいし、標準語を使う」と話している。だが、同校PTAの有川昭会長は「昔の校則が時代に即さずに使われているなんて、ナンセンス」と批判的だ。松山校長によると、校則に定めた詳しいいきさつはわからないが、奄美大島など離島方面から来る生徒も多く、方言同士の会話では言葉が通じないから標準語を徹底させたのではないか、という。

昭和33年（1958）以降、学習指導要領上でも共通語と方言を「必要に応じて使い分ける」と明確にしていたところであるが、現実には校則という内規によって、あるいは無言のルールとして方言使用には圧力がかかっていた。この例にとどまらず、校則によって依然として使用禁止が謳われていた例は、他にもあったことだろう。大正時代からの名残といってもいいのかも知れないが、80年もの長きにわたってこのような指導が行われてきたことにより、文化としての方言が受けたダメージは計り知れない。離島から本土に渡ってきた子ども達にとっては、方言の使用を躊躇するだけでなく、方言を劣等なものとして印象づけ、忌避させる心理的効果は大きなものであったと想像できる。決定的だったのは、島口が話せない空白の世代を数十年にわたって育ててしまったという現実であろう。

4 奄美方言保存・継承のための各界の動き

4.1 ユネスコの絶滅危惧語指定と保全の機運

ユネスコは平成22年（2010）「ユネスコ世界危機言語地図」“Atlas of the World's Languages

in Danger”（第3版）で，世界で約2,500に上る言語が消滅の危機にあるとし，日本国内では以下の8言語が消滅の危機にあるとした。

【極めて深刻】アイヌ語

【重大な危機】八重山語，与那国語

【危険】八丈語，奄美語，国頭語，沖縄語，宮古語

これによると，奄美語（奄美方言）は「危険」とされているが，ここでいう「危険」とは，地域の子ども達地域方言を母語として習得していないということを目指す。

これを受け，文化庁は「危機的な状況にある言語・方言の保存・継承に係る取組等の実態に関する調査研究事業」を継続実施し，危機的な状況にある言語・方言に関する調査研究の成果を広く国民に周知，効果的な保存・継承について研究協議等を行ってきた。その中で，各言語ごとに学校，行政，NPO，マスコミがどのような取り組みを実施しているかを調査し，結果を報告している。

奄美方言の状況については，琉球大学が平成25年（2013）に同調査研究の委託を受けて実調査を実施，同報告の中で「学校における琉球方言の保存・継承に係る取組等の実態」についてまとめている。そこには教育委員会，民間団体，小・中学校，保育所，幼稚園，マスコミ等が方言の保存・継承にどのように取り組んでいるかの調査結果があり，奄美地方における学校の取り組みとして，小学校1校（与論小）と中学校2校（芦花部中，龍北中）の平成25年（2013）の方言継承の指導例を紹介している。

現在の奄美方言の保存・継承の状況はどのようになっているだろうか。以下，述べていくことにする。

4.2 行政主導による奄美方言継承の取り組み

方言衰退の危機感により，いち早く条例による保存・伝承の動きを明確にしたのは与論町である。与論町では，平成20年（2008）に次のような条例を定め，毎年2月18日を「ユンヌフトゥバの日（与論言葉の日）」として啓発を図っている。

○ ユンヌフトゥバの日に関する条例

第1条 本町固有の文化であるユンヌフトゥバが衰退しつつある現状にかんがみ，ユンヌフトゥバの素晴らしさ・大切さを認識してもらうとともに，その保存・伝承を図るため，ユンヌフトゥバの日を設ける。

第2条 ユンヌフトゥバの日は，2月18日とする。

第3条 町は，ユンヌフトゥバの日の広報啓発に努めるとともに，ユンヌフトゥバを保存・伝承するための取組を行うものとする。

2 町は，家庭・学校及び関係団体等に対し，ユンヌフトゥバを保存・伝承するための取組が行われるよう協力を求めるものとする。

条例によって方言の保存・伝承の取り組みを進めている自治体は，奄美地方ではこの与論町のみであるが，前述したユネスコによる奄美語の「消滅の危機」宣言も相まって，方言保護の動きは奄美地方の各自治体に広がっていった。

奄美市はユネスコによる「消滅危機言語」の指定を受け，平成29年（2017）「奄美市教育振興基本計画」⁽⁵⁾の中で「貴重な奄美の伝統文化の継承（シマグチ，島唄，八月踊り，六調踊り等）について，地域と連携しながら，継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます」とし，島口に触れる機会を多角的に増やし，継承する取り組みを継続している。実践例として平成

27年（2015）、同教育委員会文化財課による「島口教訓カレンダー」⁽⁶⁾の発行と市内幼稚園、小・中学校、公民館等への配布、奄美遺産活用実行委員会による奄美市版「シマグチハンドブック」の発行などを実施し、方言保存の啓発を行っている。

瀬戸内町ではこれよりも早く、平成6年（1994）にはすでに町教育委員会主催による「子ども島口大会」が始まっている。回を重ね、令和5年（2023）には第18回の開催に至った。町内12団体の146人が出演し、島唄や島口劇、伝統芸能など三つのジャンルに基づいて日頃の練習の成果を披露している。この伝承活動は、1970年代後半、島口を使える子どもがいなくなったことに危機感をもった人々が、個人、あるいは集落（シマ）単位で行動を起こしたことからはじまったといわれている。これは前掲の西村（1998）が示した「方言尊重の動き」の時期に一致する。長期にわたって小中学生に対して方言の使用を禁止続けてきた結果、「島口」の担い手が絶滅の危機に瀕したという人々の危機感があった。奄美地方では、シマとは「集落」「生まれ故郷」を示す概念である。島口は集落ごとに違う個性があり、そこで生まれ育った者のアイデンティティーともいえる。滅びゆく島口の現状を目の前にし、シマの高齢者達が島口の保存に傾注する動きは全く自然といえよう。同町教育委員会による行事となった「子ども島口大会」も、元は行政主導ではなく、シマの伝統文化を尊重しようという人々の熱い思いから原型ができ、受け継がれてきたものなのである。

このほか、多くの方言保存・継承のための取り組みが各市町村で実施されている。学校と連携しているものを含め、行政主導の取り組みの一覧を以下に提示する。

表1 令和5年度 奄美方言に関わる行政主導の取り組み
 （「鹿児島県HP」⁽⁷⁾より筆者作成）

奄美市	シマグチ伝承活動 奄美市まなびフェスタにおける島口での夢の発表	市内各小中学校で地域の住民が講師となり、シマグチ・シマ唄等の指導を行う。 奄美市まなびフェスタにおいて、小中学生10名程度で方言で夢を語る発表を行う。
大和村	島口講座	島の文化や方言を学び、継承することを目的として、方言の成り立ちや意味を理解し、発音の練習や昔から伝わる物語の読み聞かせを行う。
瀬戸内町	子ども島口・伝統芸能大会 せとうち子ども検定 せとうち出前講座 格言・方言カレンダー	伝統芸能や島の歴史等を劇にして島口で発表する。 方言をクイズ形式にして検定を実施。 方言と文化を八月踊りと唄で学習する。 日頃から方言に親しむ環境づくりの推進。
龍郷町	龍郷町青少年ミュージカル KIKUJIRO	町内外の小学4年生から高校生の異年齢集団でミュージカルを上演する。島口を使ったり、八月踊りや島唄も取り入れる。
喜界町	シマ唄・シマユミタ発表会	小学生・中学生が方言で日頃の学習内容を発表する。また、小・中・高校生、一般の島唄の発表を行う。
徳之島町	島口・島唄・民舞の祭典 島われんきやの祭典	地元の島口・島唄自慢が、日頃の学習の成果を披露。 小中学生を対象にした島口・伝統芸能の保存継承を目的としたイベント。島口川柳の発表や島唄、三味線、伝統芸能、島口による寸劇を発表する。
天城町	町民文化祭	伝統芸能や島唄、中学生による島口ミュージカルなど日頃の学習の成果を一堂に会し、発表する。
伊仙町	島口つこわーでー 島口川柳	子どもから大人までを対象 島唄・島口劇・島口漫談等の舞台発表。 小中学生に島口川柳を募集し、島口つこわーでーにて優秀作品を表彰する。
和泊町	郷土で育てる肝心の教室 島ム二週間 はなしやんど 島ム二継承推進協議会 島ム二講座（4回）	町内各小学校の3年生の児童を対象に、総合的な学習の時間を活用し、地元のゲストティーチャーを講師として招き、「方言かるた」を使った学習等をする。 町内各小学校では、毎月18日を含む週を「島ム二週間」として、方言で挨拶したり、方言で校内放送を行ったりしている。 方言を学びたい・継承していきたい方々の会合。方言についての学習や継承に向けた取組を行っている。今年度は、育児に関する方言フレーズ集を作成予定 各こども園や小・中学校、子ども会育成連絡協議会、長寿会、国立国語研究所、有識者等が方言の取組を協議したり、方言継承に役立つ教材作り等を行う。 島ム二の絵本読み聞かせ・島ム二情報交換会・方言を使った親子料理教室・島ム二だりやみ
知名町	島唄・島ム二大会	失われつつある地域の島唄や島ム二の普及を目指し、永く後世に伝えるため各種団体及び町内小中学校から広く募集し、島唄・島ム二を発表する。
与論町	ゆんぬカルタ大会 方言劇 ユンヌフトゥバ学習 方言による町内放送や方言ラジオ体操の実施 与論カルタ大会	町で行われるカルタ大会の練習を兼ね、与論の方言で読み上げられるカルタを取り合う。 学習成果発表会や文化祭などの機会に、与論の方言を用いた劇等を保護者や地域の方に披露する。 与論の方言（ユンヌフトゥバ）の伝承のための学習に年間を通して取り組む。 毎日の町内放送において子どもたちへの呼びかけを方言で行ったり、体育的行事の際に方言版ラジオ体操を行ったりしている。 遊びながら与論の自然、歴史、文化、習慣を知り、島とユンヌフトゥバ（与論方言）を愛する心を伝えることを目的に、各子ども会が一堂に集い、楽しく競技を行う。

4.3 民間、諸団体による奄美方言継承の取り組み

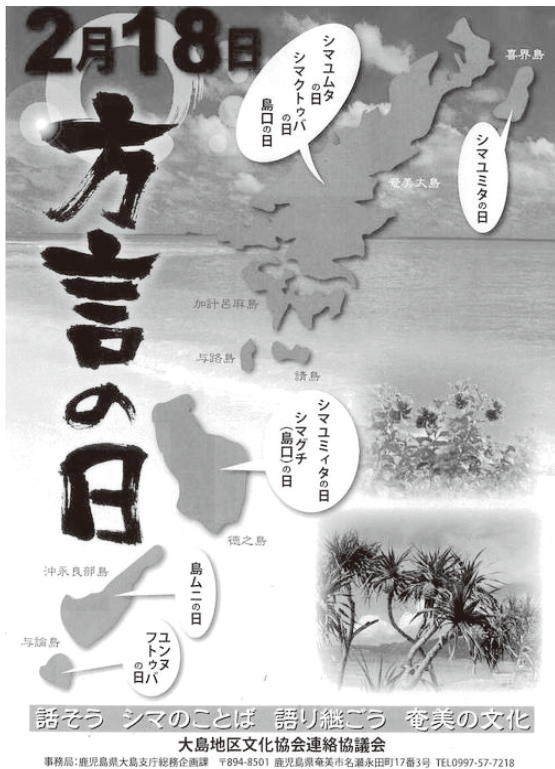


図1「方言の日」ポスター⁽⁸⁾

与論町の条例制定の時期、奄美地方の市町村ではそれぞれ方言尊重の運動が盛んであった。各市町村文化協会を母体とした組織である大島地区文化協会連絡協議会（大島支庁総務企画課）では、奄美方言の保存・伝承を目的として、平成20年（2008）から2月18日を大島地区の「フトゥバの日」（方言の日）と定め、広報啓発活動を行っている。後述する「あまみエフエム」は、この日に方言尊重をテーマとした番組編成を行い、島内外に向けて保護を強調している。ちなみに方言の日を「フトゥバの日」と呼ぶのは与論方言によるものであり、「島口」は地域、集落によって呼び名が異なる。奄美大島では「シマユムタ」「シマクトゥバ」であり、喜界島では「シマユミタ」徳之島では「シマユミイタ」沖永良部島では「シマムニ」与論島では「ユンヌフトゥバ（与論のことば）」となる。2月18日を方言の日に設定したのはこの「ユンヌフトゥバ」を数字に置き換えて2（フ）10（トゥ）8（バ）としたということである⁽⁵⁾。

奄美方言保存・継承に、日常的に貢献している民間団体として最も影響力があるのが奄美市にある「あまみエフエム」であろう。別名「島ラジオ」と呼ばれ、地域密着の情報を方言をふんだんに交えながら発信に努力している。車内でも、家の中でも島民は好んでこの放送に耳を傾ける。奄美の歌や方言が飛び交うこの局の放送は島民の強い支持を受けており、まさに奄美の人々のアイデンティティーを育くむ力になっているといえる。

あまみエフエムが誕生したのは平成19年（2007）。当時NHKの有線ラジオしかなかった奄美大島に、初めての民間コミュニティラジオ局である「FMいるか」が「あまみエフエム」の前身として開局した。開局にあたり、代表の麓氏は次のように述べている⁽⁹⁾。

「ここ奄美では鹿児島本土からのメディアが聞こえてくるわけですがけれども、鹿児島とは文化も言葉も異なりですね、中央メディアから流れてくる新しい情報に感化されまして、新しい情報が正しくて島のもっている古いものが間違っているという、地方・離島のコンプレックスみたいなものがずっとあったんですけど…。ここ近年島唄とか奄美市出身のアーティストとか、奄美がだんだん注目されるようになりまして、地元もだんだんアイデンティティが湧き出てきてまして、自分たちの誇りを感じれるようなツールがあればなと思って、そこで島の人々が島のことを知ることから始めるというところで、奄美にもラジオ局があればなあと今から7年前、資金ゼロ、ノウハウゼロという状態からスタートしまして、平成19年5月1日に5年かけて開局することができました。」

言葉を含めた伝統文化を受け継いでいくという意志は、番組編成にも色濃く表れている。「島唄」の時間や「シマグチNEWS」、島口による「RAD!O体操」「島口による絵本読み聞かせ」など、どの時間帯も奄美方言であふれている。さらに、2月18日の「フトゥバの日」には、

一日の全放送をアナウンサーが極力方言で行い、方言の価値を見直すイベントを行い、普及、啓発を図っている。また、あまみエフエムは日本言語学会プロジェクトの協力団体として、奄美大島の数十に及ぶ地点で基本語彙調査を実施、数百の語を収集するなど積極的に調査活動を行っている。

このほか、「島口・島唄の夕べ」を主管し、「島口ニュース」などで奄美の島口を後継伝承するために活動している「シマユムタ伝える会」の活動なども地域住民には身近な存在である。

5 奄美地方の小・中学校における方言保存・継承の教育活動

次に、学校現場でどのような取り組みがなされているかをみていきたい。行政の取り組みで示したように、各自治体では、教育委員会を主体となって方言保存・継承に取り組んでいる。この方針に則って、各学校でも教育課程内で積極的に方言保存・継承の取り組みを行っている。瀬戸内町の「子ども島口・伝統芸能大会」や奄美市の「島口による小・中学生の夢の発表」等に向けた各校の指導は、行政と学校が一体となった取り組みといえる。一方で、学校独自に方言保存・継承の取り組みを実践している例も多い。

5.1 教育課程上の扱い

これら方言保存・継承の取り組みの教育課程上の扱いは、ほとんどが総合的な学習の時間（小学校1～2年は生活科）である。奄美地方では、自治体の主導もあり、総合的な学習の時間を活動の中心として郷土愛を核としたテーマを設定し、島唄や踊り、島口劇や作文、意見発表などの活動を組み込んだ指導が行われていることが多い。総合的な学習の時間は年間70時間の時数があり、まとめ取りも可能であることから、学習発表会や文化祭を始めとした諸行事と関連付けて指導したり、ゲストティーチャーを招いての集中的な指導をしたりと、指導計画を構成しやすいという利点がある。方言の指導は言語活動が中心となるため、定期的、継続的に実施することが重要であることから総合的な学習の時間の活用は有効である。

学級活動の時間を補助的に活用する学校も多いが、週1回の学級活動の時間は集団活動ほかに多くの内容が占められるため時数も限られる。そのため後述する奄美市立小湊小学校のように、朝の会などの短時間の取り組みを重ねながら継続的に活動するのが効果的であると考えられる。

一方、国語科では方言の配当学年が限られている（小5または小6、中1）ことや、時数としてそれぞれ2時間程度の時間しか確保できないため、方言の概要を押さえるにとどまり、地域の方言の保存・伝承を目指した学習活動を行うことは難しい。しかし、作文（自己紹介、意見文）や俳句、川柳、短歌などを書く学習から方言につなげていく関連指導を含めれば、国語科においても比較的多くの時間が割かれていることが推測される。

5.2 各学校の取り組み内容

次に、各学校独自の取り組み内容の傾向を見ていきたい。多くの小・中学校で、方言の保存・継承の教育活動を実施しているが、それらを大別すると、島唄や踊りなどの伝承活動を通して方言に親しむ「郷土芸能型」と方言指導に特化した「方言特化型」の二つになる。

郷土芸能型は、奄美の伝統文化として最も馴染みの深い三味線、チヂン（太鼓）と島唄の演奏や踊りの伝承を通して方言に親しませようとする取り組みである。奄美文化では演奏と歌、踊りが一体となって島民のアイデンティティーを形成している。多くの学校でこの型を実践しているのは、郷土芸能と言語が切り離せない文化的背景があること、方言指導の在り方が途絶えてきた中で、各集落には依然として郷土芸能を保存・継承しようとする流れが脈々と受け継がれてきたことが挙げられるだろう。現在でも、唄や三味線の指導者は若手を含めて

あちこちの集落に多く存在し，公民館で指導に当たったり，習い事（私塾）として生業を立てている方も多い。学校での指導もゲストティーチャーとして活用しやすいこともあるだろう。ただし，踊りの演奏の継承者が消滅した集落もあり，このような地域ではCDなどを使用して継続しているところも増えている。

郷土芸能型の実践を行っている学校は以下の通りである。

奄美市立佐仁小学校 同市（いち）小・中学校 同赤木名小学校 同宇宿小学校 同節田小学校 龍郷町立秋名小学校 大和村立今里小学校 宇検村立名柄小・中学校 宇検村立阿室小・中学校 瀬戸内町立篠川小・中学校 同諸鈍小・中学校 同油井小学校 同阿木名小学校 同古仁屋小・中学校 同池地小・中学校 徳之島町立母間小学校 同手々小学校 同神之嶺小学校 同井之川中学校 同尾母小・中学校 喜界町立喜界中学校 和泊町立国頭小学校 与論町立与論小学校

一方方言特化型は，国語科などの授業で扱った作文や意見文，川柳，かるた取りや劇などを方言を用いて行おうとする取り組みである。この取り組みは児童・生徒の創作した文章や，地域の人に聞き取って劇化した台本を方言に翻訳し，さらに音声言語の面からの指導も受ける必要がある。奄美方言はひらがなに表記できない発音もあるため，対面での伝承（口伝え）も必要となる。しかし，方言空白の世代である50歳～70歳には島口を話せる人が少ないため，当然ながら地域の高齢者に頼ることになるが，人材の確保など困難な面が多い。

方言特化型の実践を行っている学校は以下の通りである。

奄美市立小湊小学校 同市（いち）小・中学校 龍郷町立龍北中学校 大和村立大和中学校 宇検村立田検中学校 同久志小・中学校 瀬戸内町立与路小・中学校 同伊子茂小・中学校 徳之島町立花徳小学校 同尾母小・中学校 同亀津小学校 同母間小学校 喜界町立早町小学校 同喜界中学校 知名町立知名小学校 同田皆小学校 同田皆中学校
 また，教育環境整備として，島口による掲示物や校内放送，教師の講話や挨拶活動など，日常から方言に親しませようとする取り組みも各学校で行われている。

5.3 小湊小学校の指導実践例

奄美市教育委員会は，各学校に対して郷土教育の観点から各学校に方言教育の実施を強く促している。⁽⁵⁾このような状況もあって，各学校では，学校の実情に合わせた教育活動が工夫されている。具体的な実践例として方言特化型の指導を実践している奄美市立小湊小学校の事例を紹介したい。

奄美市立小湊小学校（竹平勝志校長，児童数10名）は，奄美大島中部の太平洋岸にある小湊地区の小規模校である。方言教育としては朝の会での方言による挨拶，島口カレンダーの読み上げ，国語科や総合的な学習の時間での島口かるたの実践，校長先生の方言による挨拶など，掲示物を含め日常的に方言に親しませる言語環境作りがなされている。教育課程内での大きな取り組みは総合的な学習の時間を中心とした「島口に親しもう」

令和5年度 島口に親しもう年間計画			特色ある教育係
1 ねらい 郷土の文化を生かした体験活動を通して，シマを愛する気持ちや先人へ畏敬の念を育む。			
2 今年度のテーマ 児童の実態に合わせて設定する。 【R4年度】 低学年：自分のことを知ってもらおう（自己紹介） 中学年：友達紹介 高学年：わたしの夢			
3 スケジュール			
内 容	日 時	備 考	
オリエンテーション【講師】 ・ 講師紹介	5月10日（水） 全校朝会 8：30～8：45	◆ 標準語の文章を島口へ直す依頼（4月中に係・教頭が訪問や電話で依頼する） ◆ ここまでに，標準語の文章を書かしておく。（標準語の指導は担任） ◆ 係は，講師依頼と子供の割り当てを決めておく。	
島口練習	6月22日（木）1校時 低学年：創意 中・高学年：総合	◆ この日までに講師の方々に島口に直してもらおう。 ◆ 係は，島口に直してもらった原稿を回収しておく。	
島口練習【講師】 ・ ロイノートに，島口の発音を録音する。	9月4日（月）1校時 低学年：創意 中・高学年：総合		
島口練習（学級の時間） ・ 録音した島口を使って，自主練習	10月25日（水）朝の活動		
島口練習（学級の時間） ・ 録音した島口を使って，自主練習	11月11日（土）朝の活動		
島口練習 ・ 原稿を見ずに言う練習	11月22日（木）1校時 全学年：学活	◆ 各担任は，発表会用原稿をパワーポイントで作成していく。	
島口練習 ・ 身振り，手振りもつけた練習	1月15日（月）朝の活動		
島口発表会【講師】	1月19日（金）朝の活動	◆ 通報，学校便りで保護者，地域の方々への呼びかけを行う。	

図2 「島口に親しもう」年間計画⁽¹⁰⁾

とする方言特化型の教育活動である。「令和5年度 島口に親しもう年間計画」⁽¹⁰⁾によれば、「郷土の文化を生かした体験活動を通して、シマを愛する気持ちや先人へ畏敬の念を育む」というねらいのもと、郷土愛と伝統文化保存を土台とした学習活動が展開されていることが分かる。この計画によれば、1月19日の島口発表会に向けて春先から児童に作文を書かせ、地域の講師が島口に翻訳、修正し、集落の協力者による読みをタブレットで録音、それを基に児童が暗唱練習を繰り返して発表会につなげていく、という流れである。6年生が在籍する場合は学校代表として奄美市の島口発表会に出場することもある。配当時数は総合的な学習の時間（3、発表会含む）学活（1）朝の会、朝会（5）である。方言指導にかける時数を見れば、総合的な学習の時間と学活で4時間であるから、無理のない計画で実施されているといえる。

小湊小学校の廣（ひろし）留美教頭によれば、この「方言に親しもう」の教育活動や日常の方言を重んじた教育環境を通じ、児童はスムーズに方言を言葉に出せるようになってきているという。一方で、この学習を支える「島口が話せる」高齢者が減っていき、伝承に対して危機感をもっているということであった。

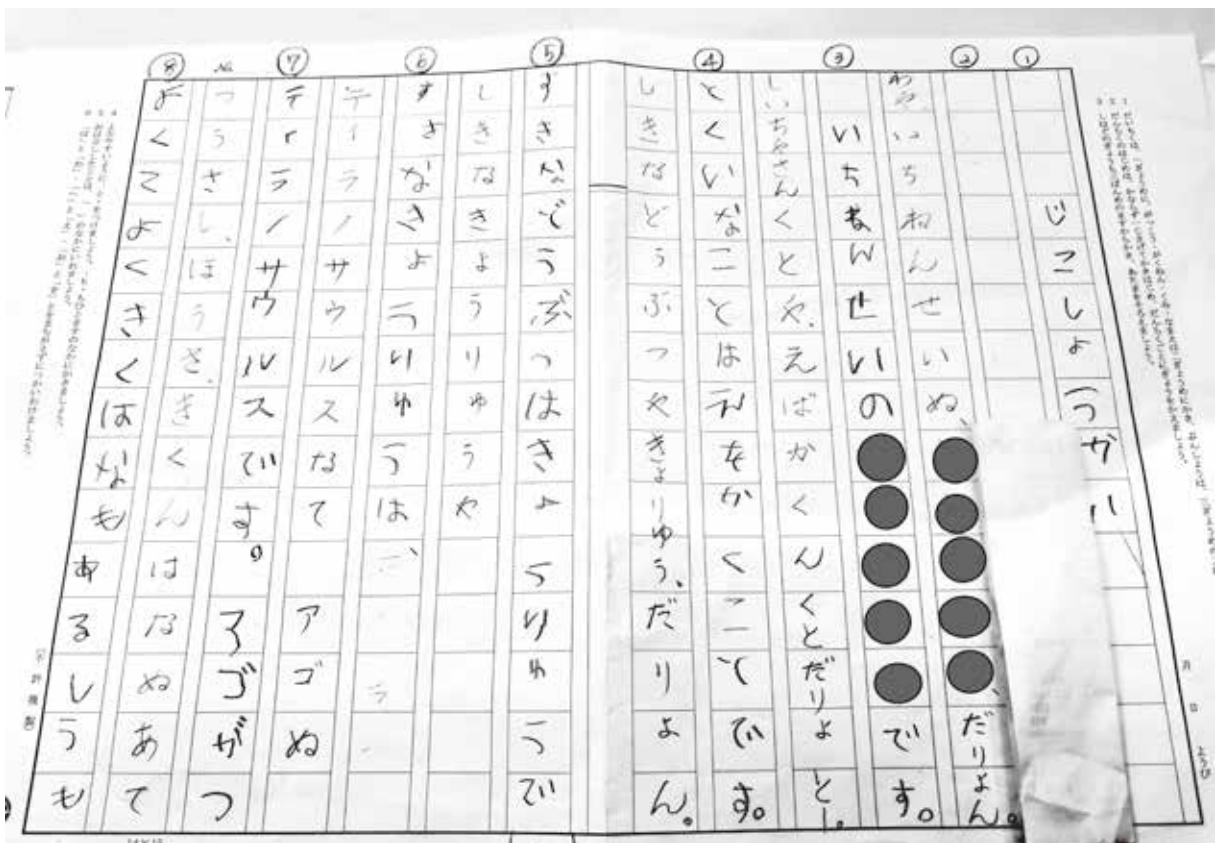


写真1 集落の講師によって島口に翻訳された児童作文⁽¹¹⁾

6 考察

今回の調査研究による考察は以下のとおりである。

6.1 学習指導要領の方言の扱いの妥当性について

明治期以降の標準語化政策によって方言の価値が不当に貶められ、その流れは共通語政策に引き継がれた後も昭和後期まで継続されてきた結果、日本全国において方言の衰退が進んだ。それへの危機感を唱える声は早い時期からあったものの、消滅していく方言の価値を再認識し、保存・継承しようとする動きへと変化したのは、ようやく平成の終盤になってのことである。

その要因としては，学習指導要領上の方言の扱いが「共通語との違い」「使い分け」といった，コミュニケーション手段として補完し合う言語という側面にのみ焦点を当て，方言尊重の立場からの教育指導が片手落ちになったことも大きい。

現行学習指導要領解説国語編，そして文化庁の「方言の尊重」答申では，伝統文化を伝え，人々のコミュニケーションを支えるものとして方言の価値を明確にしているが，学習指導要領上では「方言の価値」と「方言の保存・継承」については明記していない。今回改訂された各社教科書の方言の取り扱いを見ると，依然として「使い分け」のみを強調するにとどまる教科書が存在する一方で，方言の価値を明確にし，その保存にまで触れた教科書が少ないことの要因として，このような学習指導要領の扱いがある。過去の歴史への反省から，地方文化の土台である方言を守るという意思が伝わっていないのである。

今回調査を行った奄美大島では，早くから集落民や行政，心ある民間団体が方言消滅を危惧し，時には一体となり，時には独自の立場から方言保存・継承の取り組みを続けてきた。いわば「方言保存への地域の思い」によって奄美方言の消滅がかるうじて食い止められている。恐れるのは，方言消滅の現状認識のない「意思を持たぬ」人々が居住する地域の方言がまさに今，消滅しつつあることではないか。奄美の人々にとって，方言は唄や踊りを始めとした郷土芸能や文化と一体化したもの，いわばアイデンティティーの核となるものである。一方で，日本には言語と文化の一体性に気づきにくい地域も多いことだろう。だが，そのような地域であってもふるさとの言葉がもたらすアイデンティティーに変わりはないはずだ。方言の保存・継承は，絶滅に瀕した方言をもつ地方だけの課題ではなく，日本全国各地域の課題であるといえるのである。そのためにも，学習指導要領上に「方言の価値」「方言の保存・継承」を明記し，全ての地域で方言尊重の教育がなされるべきであると考えられる。

6.2 方言教育への行政の関与と地域連携による効果

奄美地方では全ての市町村が積極的に方言の保存・継承に取り組んでいる。そして，それらの取り組みが地域の人々を巻き込みながら各学校の指導に直結しているケースが多い。このような地域連携の手法が方言の保存・継承を強力に後押ししている状況がある。特に行政主催のイベントは，唄や踊りといった郷土芸能型から，島口劇といった方言に特化したものまで幅広く参加者を募集しており，各学校の実情に合わせて参加できることも負担軽減に繋がっている。

また，あまみエフエムでは，年長者が島口で往年の体験談を語る番組を流す，各学校の方言教育の様子を紹介する，児童生徒の島口作文の紹介を行うなど，それ自体が方言の保存・継承に繋がる活動を日常的に行っており，これによる効果は計り知れないものである。

こうした方言の保存・継承の連携は，奄美地方のあらゆる層による方言消滅への危機感の表れともいえよう。似たような現状を抱えている地域の参考になるものであろう。

6.3 方言教育の教育課程内外の扱い

国語科において共通語と方言の違いについて押さえ，併せて方言の価値や保存の考え方に触れるのであれば，1～2時間の扱いで指導は可能である。しかし，方言尊重の観点から地域の方言に触れさせ，その保存・継承までをねらうのであれば，国語科の指導だけでは不可能である。奄美地方の多くの小・中学校での指導例のとおり，総合的な学習の時間での指導を中心とし，学活や朝の会で時間を確保していくことが必要となるだろう。さらに，方言の習得，そして日常語のレベルでの会話力を目指すのであれば，国語科表現領域との関連指導や教育課程外の場面で方言を意識した言語環境を整備することが重要だ。挨拶や講話で方言を意識的に取り入れる，掲示物に方言を多く盛り込むなど，奄美地方の学校で実践されていることで

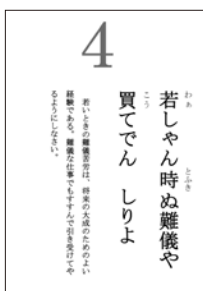
ある。このような手法であれば、どのような地域であれ、ある程度充実した方言教育が実践可能であると考えられる。

6.4 方言の保存・継承体制の維持・確立の在り方

奄美方言弾圧の時代に教育を受けた現50歳～70歳の人々（昭和14年～昭和50年生まれの世代）は、島口を話せない、いわば空白世代である人が多い。そのような世代では、方言保存の動きについて「あれだけ禁止しておいて、今更方言を使えということには抵抗感がある」という声が高い。島口継承への使命感をもっているのは、むしろ島口指導の担い手となる70代以上の高齢者である。これら語り部である高齢者が減っていくことは最大の危機ともいえる。前述のとおり奄美方言は集落ごとに異なる言語を持つといわれるほど多様性が大きい。当然ながら過疎の進んだ集落では、話し手が減びつつあるところもあるし、学校が閉校となって継承する対象の若者がいない集落もある。さらに奄美方言は本土にはない母音が存在するなど、音声言語での継承も重要であることを踏まえれば、指導者が減びていくことは方言自体の死活問題といえる。現在も日本言語学会はじめ多くの学術団体や公的機関が記録調査を継続しているが、これは時間との闘いともいえる。奄美地方にかかわらず、将来に向けて方言の保存・継承の在り方を探ることは喫緊の課題である。

注記

- (1) 『標準語の成立事情』真田信治、PHP研究所（1987）
- (2) 平成2年（1990）11月30日付朝日新聞夕刊の報道。鹿児島市立鹿児島商業高校で、生徒に標準語を使うよう定めた校則があることがわかり問題化した。
- (3) ユネスコは2010年（平成22年）「ユネスコ世界危機言語地図」“Atlas of the World's Languages in Danger”（第3版）で、世界で約2500に上る言語が消滅の危機にあるとし、日本国内ではアイヌ語、八重山語、与那国語、八丈語、奄美語、国頭語、沖縄語、宮古語が消滅の危機にあるとした。
- (4) 「明治37、38年の「日露戦争」での日本の勝利が沖縄に伝えられると、『大和世』への帰属感が高まり、沖縄での『標準語励行運動』が盛んになったために、学校当局による行き過ぎた罰札制度が作られてしまうようになった。これは明治40年ごろのことであった。この罰札制度の具体的内容と言え、学校で『標準語励行運動』を推進するため、生徒たちに『方言』を使ってはいけないという規制を押し付けていたのである」何俊山（2002）「衰退しつつある沖縄方言」
- (5) 平成29年（2017）「奄美市教育振興基本計画」
<https://www.city.amami.lg.jp/kyoism/kyoiku/kyoiku/documents/r3kyouikusinnkoukihonnkeikaku.pdf>
- (6) 奄美市教育委員会編「島口教訓カレンダー」（2015）



<http://bunkaisan-amami-city.com/archives/3669>

方言による教訓が日めくりで作成されている。

- (7) 「令和5年度「方言」に関連する取組やイベント」鹿児島県HP大島地区「方言の日」による。
<https://www.pref.kagoshima.jp/aq01/chiiki/oshima/kyoiku/oosimatikuhougennohi.html>
- (8) 大島地区文化協会連絡協議会作成による「大島地区『方言の日』」ポスター
鹿児島県HP大島地区「方言の日」による。
<https://www.pref.kagoshima.jp/aq01/chiiki/oshima/kyoiku/oosimatikuhougennohi.html>
- (9) あまみエフエムディ！ウェイブ紹介ビデオより
<https://www.youtube.com/watch?v=9RbU4SqZM-4>
- (10) 奄美市立小湊小学校「令和5年度 学校教育計画」p14
- (11) 小湊小学校提供。児童が書いた作文の隣に講師が島口に直した文を書き加える。

引用・参考文献

- 昭和26年（1951）小学校学習指導要領 国語科編（試案）
昭和33年（1958）小学校学習指導要領
昭和33年（1958）中学校学習指導要領
平成元年（1989）中学校学習指導要領
平成5年（1993）文化庁第19期国語審議会「現代の国語をめぐる諸問題について（報告）」
平成7年（1995）文化庁第20期国語審議会「新しい時代に応じた国語政策について（報告）」
平成12年（2000）の文化庁第22期国語審議会「現代社会における敬意表現」答申
小学校学習指導要領（平成29年告示）
中学校学習指導要領（平成29年告示）
小学校学習指導要領（平成29年告示） 解説 国語編
中学校学習指導要領（平成29年告示） 解説 国語編
秋田喜代美ほか（2023）「新編 新しい国語 五」東京書籍株式会社
甲斐陸朗ほか（2023）「国語 五 銀河」光村図書出版株式会社
樺山敏郎ほか（2023）「ひろがる言葉 小学国語 五上」教育出版株式会社
何俊山（2002）「衰退しつつある沖縄方言」p6
瀬戸内町立図書館・郷土館紀要 第五号（2010）p15
西村浩子（1998）「奄美諸島における昭和期の『標準語』教育—方言禁止から方言尊重へ—」
松山東雲女子大学人文学部紀要6 p.79
朝日新聞（1990）平成2年11月30日付夕刊
United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（2010）
「ユネスコ世界危機言語地図」“Atlas of the World’s Languages in Danger”（第3版）
琉球大学国際沖縄研究所（2013）「危機的な状況にある言語・方言の保存・継承に係る取組等の実態に関する調査研究事業 文化庁委託事業報告書」